

---

---

## 第6章 計画の推進に向けて

### I 推進体制の充実

---

#### (1) 市民や関係団体との連携

本計画を推進するにあたり、「鳴門市うずっ子条例」で示されている「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもたちが現在から将来にわたって健やかに成長し、かつ主体的に活動できる環境を整備するため、行政、保護者、地域住民、施設関係者、事業者などがそれぞれの役割と責任を認識し、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子育て支援に関する様々な施策について、計画的かつ総合的に取り組みます。

#### (2) 地域の人材確保と連携

幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員が不足している中で、保護者が持つ子育てに対する様々なニーズに対応していくためには、子育てを終えた世代の方やボランティアの方など地域の幅広い人材の参画のもと、まちぐるみで子育てを支援していくことが重要です。そのような人材を確保していくために、地域住民も子育て支援に関わりやすい環境を整え、子育てを支える人材の確保と連携を図ります。

#### (3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営のために、国や県と連携を図り、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

## 2 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心をもち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通し、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、「鳴門市児童福祉審議会」をはじめとする関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。

